

# 医師、看護師等の宿日直許可 基準について

令和3年10月8日（金） 13：30～  
WEB開催  
大阪労働局 労働基準部 監督課

# 目 次

- 1 新許可基準が発出された背景について
- 2 運用における留意事項について
  - ① 許可申請時において
  - ② 許可後において
  - ③ 許可単位について
  - ④ 住み込み看護師について
- 3 許可申請時の留意点について

# 1 新許可基準が発出された背景について

# 1 新許可基準が発出された背景について

## 1 従来の医師の宿直について

医師については、医療法（昭和23年法律第205号）により、「医業を行う病院の管理者は病院に医師を宿直させなければならない。」とされている。

### 趣旨

一般的に外来診療を行っていない時間帯に、医師等が入院患者の病状の急変に対処するため

### 適用

医師・看護師の宿直は、医療法で義務付けられているものである関係から、医師・看護師の本来の業務であっても特定の軽易な業務（定時巡回、定時検温脈等）については、宿直勤務中に処理しても差し支えない。

# 1 新許可基準が発出された背景について

## 2 医師の働き方改革に関する検討会

---

医師等の当直のうち、断続的な宿直として労働時間等の規制が適用されないものに係る労働基準監督署長の許可基準については、現状を踏まえて実効あるものとする必要がある

# 1 新許可基準が発出された背景について

## 3 通達

通達「医師、看護師等の宿日直基準について」  
(令和元年7月1日付基発0701第8号) を発出

### 趣旨

労働基準監督署長による医師等の宿日直の許可の基準を明確化の上、改めて発出した。

※ わかりやすくする趣旨であり、水準に変更はない

## 2 運用上の留意事項について (令和元年7月1日付基発0701第8号)

## 2 ① 許可申請時において

### 1 資料

- ・ 新旧対照表 . . . (資料 1)
- ・ 医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たっての留意事項について . . . (資料 2)
- ・ 医療機関における宿日直許可～申請の前に～ . . . (資料 3)

#### 説明

昭和24年3月22日付基発第352号 (旧)

「医師、看護婦等の宿直勤務について」

令和元年7月1日付基発0701第8号 (新)

「医師、看護師等の宿日直許可基準について」



## 2 ① 許可申請時において

### 2 留意通達（資料2）・・・P2

#### 第1 2 医師等の宿日直許可基準通達の運用における留意事項

- ・昭和24年3月22日付け基発第352号「医師、看護婦等の宿日直勤務について」の考え方を明確化したものであり、これによって従前の許可基準を変更するものではない。

#### 解釈

具体的には、許可対象である「**特殊の措置を必要としない軽度の、又は短時間の業務**」について、近年の医療現場における実態を踏まえて具体的に例示した。

#### 参考

医師等の宿日直許可基準通達（資料1改正後）の記の  
1（2）

## 2 ① 許可申請時において

### 3 許可基準 記 1 . . . 資料 1 P 2

宿直の場合は夜間に十分な睡眠がとり得るものである場合には、規則第23条の許可を与えるよう取り扱うこと。

申請前チェックリスト②(資料3)

**変更** 旧許可基準通達 記(一)(3)から移行。

**説明** 日直が新たに加わったため、宿直限定で明記。

## 2① 許可申請時において

### 4 許可基準 記1(1)・・・資料1 P2～3

通常の勤務時間の拘束から完全に開放された後のもの

申請前チェックリスト③(資料3)

**解釈** 通常の勤務終了後もなお、通常の勤務態様が継続している間は、通常の勤務時間からの拘束から解放されたとは言えない。

**解釈** その間の勤務については、宿日直の許可対象とはならない

## 2 ① 許可申請時において

### 5 許可基準 記1 (1) (事例) ・ ・ ・ 資料3 P 3

#### 許可の事例

- ・ 3ページ目の一番下の事例
- ・ 2次救急病院
- ・ 過去4か月間の実績を調査。
- ・ **臨床検査技師**について、通常勤務ではガス検査、骨密度検査、エコー検査等を行う**一方**、宿直勤務では**救急搬送された患者に対し**、簡単な血液検査（約20分）や尿検査（約5分）、心電図検査（約5分）、溶連菌等の簡易検査（約5分）等の簡易な検査のみを行うもの。
- ・ 対応が発生した日も1日2人程度、合計約40分。

## 2 ① 許可申請時において

### 6 許可基準 記 1 (2) ・ ・ ・ 資料 1 P 3

宿日直中に従事する業務、一般の宿日直業務以外には、**特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務**に限ること。

申請前チェックリスト①(資料3)

#### 説明

近年の医療現場における実態を踏まえて具体的に例示した。

#### 参考

宿直だけでなく、日直も対象である。

## 2① 許可申請時において

### 7 特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務

旧通達 (一) (2) では

- ・ 病室の定時巡回
- ・ 異常患者の医師への報告
- ・ 少数の要注意患者の定時検脈
- ・ 少数の要注意患者の定時検温等

## 2 ① 許可申請時において

### 8 特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務

医師が少数の要注意者の状態の変動に対応するため、**問診等による診察等**や、**看護師等に対する指示、確認**が新たに追加

#### 変更

問診等による診察も条件付きで対象となった。

#### 変更

看護師からの報告だけでなく、医師からの指示も対象となった。

#### 解釈

診察等には軽度の処置も含む。以後同じ

#### 説明

入院患者への対応を想定している。

## 2 ① 許可申請時において

### 9 許可基準 記1(2) 事例・・・資料3 P3

#### 許可の事例

- ・ 3ページ目の一番上の事例
- ・ 指定なし
- ・ 過去3か月間の実績を調査。
- ・ 宿直勤務では、約30分の定期回診と入院患者の容態急変に備えた病棟管理。回診は1～3階病室を巡回し、処置の必要な患者は看護師が回診時に案内するが、1回2件程度、発熱診察や転倒等による軽傷処置を行うもの。
- ・ 病棟管理では診察を要する事案の発生度は1日最大5件、平均1件程度（1件約32分）。



## 2 ① 許可申請時において

### 10 許可基準 記1(2) 事例・・・資料3 P3

#### 許可の事例

- ・ 3ページ目の真ん中の事例
- ・ 2次救急病院
- ・ 医師が、夜勤医と別に、最大収容患者数4人のICUにおいて、①1日1回、看護師が実施した投薬等の記録をチェックし、主治医の指示どおりの措置がなされていることを確認する「処置確認」（1回約2分）、②月1回程度、看護師から呼出を受け、急変患者の容態を確認し、主治医又は専門医に連絡を取るか否かの判断のみを行う「呼出対応」（1回約20分）に従事するもの
- ・ 休日、夜間の急患には夜勤医が対応し、宿日直勤務医による対応なし。

## 2 ① 許可申請時において

### 11 特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務

医師が、外来患者の**来院が通常想定されない休日・夜間**において、**少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者**の状態の変動に対応するため、**問診等による診察**や、**看護師等に対する指示、確認を行うこと。**

**新設** 夜間のみだったが、条件付きで休日も対象となった。

**新設** 問診等による診察も条件付きで対象となった。

**新設** 看護師からの報告だけでなく、医師からの指示も対象となった。

**新設** 入院患者のみならず、休日・夜間外来対応患者への対応も対象となった。

## 2 ① 許可申請時において

### 12 特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務

看護職員が、**外来患者の来員が通常想定されない休日・夜間**において、少数の**軽症の外来患者や、かかりつけ患者**の状態の変動に対応するため、**問診等**を行うことや、医師に対する報告を行うこと。

**新設** 医師と同様、看護師も問診等が追加対象となっている。

**新設** 入院患者のみならず、休日・夜間外来対応患者への対応も対象となった。

## 2 ① 許可申請時において

### 13 特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務

看護職員が、病室の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと。

**変更** 特に変更はない。

## 2 ① 許可申請時において

### 14 許可基準 記1(2)・・・資料1 P3

記2に掲げるような通常の勤務時間と同態様の業務は**含まれない**こと。

#### 変更

昼間の勤務時間→通常の勤務時間に変更

#### 説明

**記1(2)特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務は法第37の割増賃金を支払う必要はない。**

## 2① 許可申請時において

### 15 許可基準 記1(2)

通常の勤務時間  
と同態様の業務

特殊の措置を必要  
としない軽度の又  
は短時間の業務

時間外・休日労働

対象期間

- ・夜間・休日外来
- ・日直

対象業務

- ・問診
- ・軽度の処置
- ・看護師への指示・確認等

## 2 ① 許可申請時において

### 16 旧許可基準 記（一）（３）・・・資料1 P4

夜間に充分睡眠がとりうること。

**変更**

**全面移行→記 1 に宿直限定で記載**

## 2① 許可申請時において

### 17 許可基準 記1(3)・・・資料1 P4

---

一般の宿日直の許可の際の条件を充たしていること。

#### 説明

**宿直、日直の回数制限、常態としてほとんど労働をする必要のない勤務のみを許可する等、通常の宿日直の許可基準も満たしていること。**



## 2① 許可申請時において

### 18 許可基準 記1(3)・・・資料3 P4

#### 許可の事例

- ・ 4ページ目の一番上の事例
- ・ 一次救急病院
- ・ 過去1か月間の実績を調査。
- ・ 通常の勤務時間と同態様の業務の発生は、1か月間に6回、尻もちの診察（約5分）や死亡確認（約10分）等（合計45分）
- ・ 医師2人について、宿直日ごとの間隔が6日以上開いていない週がみられたものの、当該1か月間の宿直回数は4回以下となっており、また、勤務の労働密度が薄いことから、週1回の限度を満たしているとして許可したものの。

## 2① 許可申請時において

### 19 許可基準 記1(3)・・・資料3 P4

#### 許可の事例

- ・ 4ページ目の一番上の事例
- ・ 一次救急病院
- ・ 宿日直手当額は、17号通達記2イによることが著しく困難として、賃金構造基本統計調査報告の医師の賃金額から算出した日額の3分の1の額を参考に評価。

#### 説明

##### 17号通達（断続的な宿日直許可基準） 記2イ

宿直勤務1回についての宿直手当（深夜割増賃金を含む。）又は日直勤務1回についての日直手当の最低額は当該事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金（法第37条の割増賃金の基礎となる賃金に限る。）の1人1日平均額の3分の1を下らないものであること。

## 2① 許可申請時において

### 20 許可基準 記1(3)・・・資料3 P4

#### 許可の事例

- ・ 4ページ目の真ん中の事例
- ・ 指定なし。院長と勤務医2人の病院。他院から10名嘱託医を受け入れ。
- ・ 過去3か月の実績を調査。
- ・ 調査時、宿直と日直の回数はいずれも基準を超えていたが、宿直については週1回以内が可能。
- ・ 日直において僻地に所在する等の事情から、他の嘱託医の確保が極めて難しく、当該嘱託医の本院での勤務の都合から、土日連続した日直勤務とするほかなく、日直勤務はほぼ待機であることから、日直に限り月2回許可したもの

## 2① 許可申請時において

### 21 許可基準 記1(3)・・・資料3 P5

#### 不許可の事例

- ・ 5ページ目の事例
- ・ 2次救急病院
- ・ 過去1か月間の実績を調査。
- ・ 救急指定病院として月25日程度、救急患者を受け入れ。日直勤務日の14時までは時間外労働として勤務し、14時以降は宿直室に移動して待機。ほぼ毎回、14時以降も救急患者への治療等が複数回発生（合計約30分～2時間）。
- ・ 終業時刻に密着して行う短時間の断続的な労働として判断した。

## 2 ② 許可後において

### 1 許可基準 記2・・・資料1 P4

宿日直の許可が与えられた場合において、宿日直中に、**通常の勤務時間**と同態様の業務に従事することが稀にあったときについて

**変更**

「**昼間**と同態様の労働に従事すること」から変更

## 2① 許可後において

### 2 許可基準 記 2・・・資料3 P4

#### 許可の事例

- ・ 4ページ目の真ん中の事例
- ・ 2次救急病院
- ・ 過去3か月間の実績を調査。
- ・ 輪番日に最大二人の救急患者を受入。輪番日には医師2人、非輪番日には医師が1人に、宿直勤務。病棟を回診し、45人程度の要注意患者を日視確認し、回診結果をデータ入力（約40分）、睡眠中の患者が多く回診時間は僅か。

次のスライドに続く

## 2① 許可後において

### 3 許可基準 記 2・・・資料3 P4

#### 許可の事例

- ・ 4ページ目の真ん中の事例
- ・ 2次救急病院
- ・ 過去3か月間の実績を調査。
- ・ 宿直時の夕食（約10分）、朝食（約5分）を検査。救急患者の受入時の診察に月平均3件程度、2次救急の輪番日に新規患者の受入も際は約2時間程度要するが、通常の救急外来で通院歴のある患者の受入の際は約1時間。入院患者の急変や死亡対応(1件約1時間30分)に従事しているもの

## 2 ② 許可後において

### 4 旧許可基準 記2・・・資料1 P5

例えば、大病院等において行われている2交代制、3交代制による夜間勤務の如きは少人数を以て右の業務のすべてを受け持つものであるから宿直の許可を与えることはできない。

#### 変更

**全面削除。**

#### 説明

**以前は2交代、3交代の夜間勤務というだけで許可基準には合致しないと回答していたが、夜勤シフト組まれているというだけでは、許可を拒めない**



## 2 ③ 許可単位について

### 1 許可基準 記3・・・資料1 P5、資料3 P1

一つの病院、診療所等において、所属診療科、職種、時間帯、業務の種類等を限って与えることができる。

#### 変更

**新設。**通常、許認可は事業場単位だが、例外的に診療科単位や医師と看護師を分けて許可することができる。

#### 例示

**医師以外のみ、医師について深夜の時間帯のみといった許可も可能。**

#### 説明

**宿日直手当の計算は別々に行う。**

## 2 ③ 許可単位について

### 2 許可基準 記3・・・資料1 P5、資料3 P1

外来患者の対応業務については許可基準に該当しないが、病棟宿日直業務については許可基準に該当するような場合については**病棟宿日直業務のみに限定して**許可を与えることも可能である。

#### 説明

申請したもののうち、**明確に区別できる**業務があり、1つの業務が許可基準を満たしているのなら、**その業務を限定して**許可することができる。

## 2④ 住み込み看護師について

### 1 許可基準 記4・・・資料1 P5

---

小規模の病院、診療所等においては、医師等が、そこに住み込んでいる場合があるが、この場合にはこれを宿日直として取り扱う必要はない。

**変更** なし。

### 3 宿日直許可申請時の留意点

#### 1 申請の流れ・・・資料3 P1、2

申請書と添付書類を提出



実地調査（書類に不足がなければ1週間程度）



巡回ルートの確認、宿直室の確認、実施者へのヒアリング  
許可書交付（申請書受付から2週間程度）

#### 部数

原本2部必要（一部は許可書と一体化し事業  
主控えとして返還する）

#### 様式

申請書は様式10号。添付書類は任意様式

#### 期間

許可期間はない。勤務内容に変更ができれば  
再提出

### 3 宿日直許可申請時の留意点

#### 2 添付書類①・・・資料3 P2

- ・宿日直当番表（いわゆるローテーション表）
- ・賃金台帳
- ・就業規則（宿日直手当の項目）
- ・宿直日誌、急患日誌（期間は所轄署に相談）
- ・巡回経路
- ・仮眠室の見取図、全体の見取図

#### 説明

医療機関で既に存在するものの写しでOK。

#### 補足

当番表は輪番単位でOK。4週間単位なら4週間分でOK。

### 3 宿日直許可申請時の留意点

#### 3 添付書類② ・ ・ ・ 資料3 P2

- ・ 宿日直中に従事する業務内容。
- ・ 宿日直中の1日の標準的な業務スケジュール
- ・ 宿直室の設備
- ・ 宿日直勤務者の賃金一覧表

#### 説明

任意様式だが、監督署でひな形を用意しているので、それに書き込んでもらってOK

#### 補足

賃金一覧表には宿日直手当額の基準上の最低額を計算するようになっている。

### 3 宿日直許可申請時の留意点

#### 4 まとめ

- ・ **申請単位に決まりはない**  
→ 宿日許可申請単位は自分で決める
- ・ **許可基準で示された例は限定列举でなく例示列举**  
→ 許可事例等を参考にし、類似例がない場合は個別に監督署に相談を

#### 補足

**宿日直許可のポイントは勤務実態。このため、申請予定の勤務実態を詳細に把握しておく必要がある。**

# 医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について

令和3年10月8日  
大阪労働局 監督課



# 目 次

## I 通達が発出された背景について

## II 運用上の留意事項について

- 1 所定労働時間内の研鑽の取扱いについて
- 2 所定労働時間外の研鑽の取扱いについて
  - (1)一般診療における新たな知識、技能の習得のための学習
  - (2)博士の学位を習得するための研究及び論文作成や、専門医を取得するための症例研究や論文作成
  - (3)手技を向上させるための手術の見学
- 3 事業場における研鑽の労働時間該当性を明確化するための  
 手続及び環境の整備
  - (1)医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための手続
  - (2)医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための環境整備

# 1 通達が発出された背景について

# 1 通達が発出された背景について

## 1 従来の医師の研鑽に係る労働時間の考え方について

就業時間外の教育訓練(昭和63年3月14日付基発150号)

- ・ 労働者が使用者の実施する教育に参加することについて、就業規則上の制裁等の不利益取扱いによる出席の強制がなく自由参加のものであれば、時間外労働にはならない。

### 説明

申使用者が主催する教育についての取扱いだけで、自己研鑽についての取扱いについての言及がなかった。

### 補足

#### 労働時間適正化把握ガイドライン

休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として取り扱わないといけない。

# 1 新許可基準が発出された背景について

## 2 医師の働き方改革に関する検討会

日勤帯(所定内労働時間)

時間外に残って研鑽  
を行っている時間

様々な実態

- ・診療ガイドライン等の勉強
- ・勉強会の準備、論文執筆
- ・上司等の診療や手術の見学・手伝い

# 1 新許可基準が発出された背景について

## 3 医師の働き方改革に関する検討会

### 結論

医師の研鑽については、医学は高度に専門的であることに加え、日進月歩の技術革新がなされており、そのような中、個々の医師が行う研鑽が労働時間であるか否かについては、当該医師の経験、業務、当該医療機関が当該医師に求める医療提供の水準等を踏まえて、現場における判断としては、当該医師の上司がどの範囲を現在の業務上必須と考え指示を行うかによらざるを得ない。

# 1 新許可基準が発出された背景について

## 4 医師の働き方改革に関する検討会

### 措置

労働に該当する範囲を医師本人、上司、使用者が明確に認識し得るよう、**基本となる考え方を示す**とともに、労働に該当するかどうかの判断を明確化するための**手続等**を示す。

### 説明

研鑽の類型を**3パターン**に分けてる。

## Ⅱ 運用上の留意事項について

## Ⅱ 運用上の留意事項について

### 1 資料

---

医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について（令和元年7月1日付き基発0701第9号）・・・（資料4）



## Ⅱ 運用上の留意事項について

2

### 1 所定労働時間内の研鑽の取扱いについて

・・・資料4 P1

所定労働時間内において、医師が、使用者に指示された勤務場所（院内等）において研鑽を行う場合については、当該研鑽に係る時間は、当然に労働時間となる。

#### 解釈

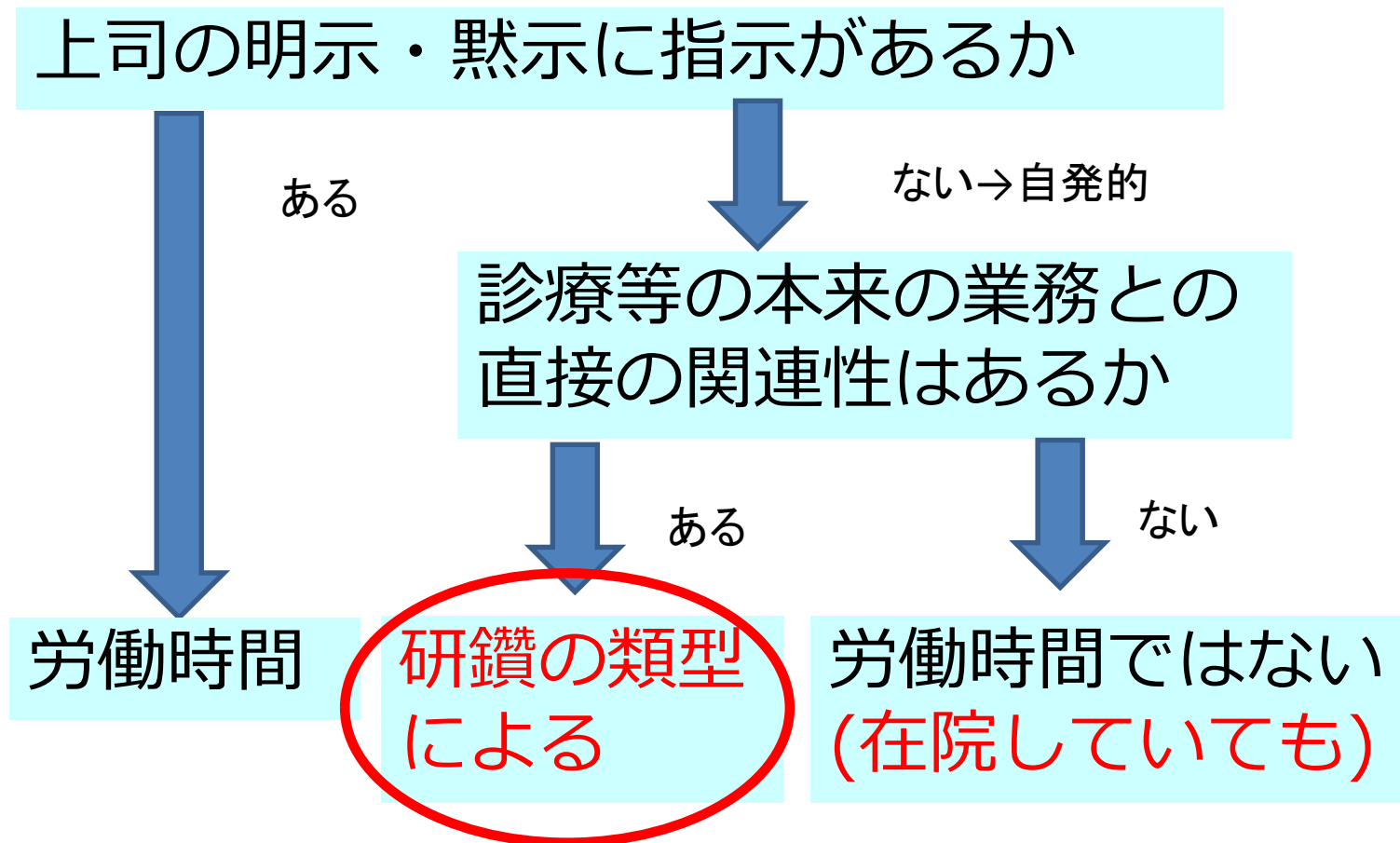
労働時間適正化把握ガイドラインと同様。従来どおり。

## Ⅱ 運用上の留意事項について

3

### 2 所定労働時間外の研鑽の取扱いについて

・・・資料4 P1～2



## Ⅱ 運用上の留意事項について

### 4 2 所定労働時間外の研鑽の取扱いについて

(1) 一般診療における新たな知識、技能の取得のための学習

・・・資料4 P2

#### 類型Ⅰ

- ・ 研鑽の具体的な内容  
診療ガイドライン  
新しい治療法や新薬  
手術や処置の予習、復習  
シュミレーターを用いた手技

## Ⅱ 運用上の留意事項について

### 5 2 所定労働時間外の研鑽の取扱いについて

#### (1) 一般診療における新たな知識、技能の取得のための学習

・・・資料4 P2

#### 類型Ⅰ

- ・ 研鑽の労働時間該当性  
在院して行う場合であっても、労働時間には該当しない。ただし、診療の準備又は診療に伴う後処理として不可欠なものは労働時間に該当する。

## Ⅱ 運用上の留意事項について

### 6 2 所定労働時間外の研鑽の取扱いについて

- (2) 博士の学位を取得するための研究及び論文作成や、専門医を取得するための症例研究や論文作成・・・資料  
4 P2～3

#### 類型Ⅱ

研鑽の具体的な内容

- ・学会や外部の勉強会への参加・発表準備
- ・院内勉強会への参加・発表準備
- ・本来業務とは区別された臨床研修に係る診療データの整理・症例報告の作成・論文執筆
- ・大学院の受験勉強
- ・専門医の取得や更新に係る症例報告作成・講習会受講

## Ⅱ 運用上の留意事項について

### 7 2 所定労働時間外の研鑽の取扱いについて

- (2) 博士の学位を取得するための研究及び論文作成や、専門医を取得するための症例研究や論文作成・・・資料  
4 P 2

#### 類型Ⅱ

- ・ 研鑽の労働時間該当性

上司や先輩である医師から論文作成等を奨励されている等の事情があっても、業務上必須でない行為を、自由な意思に基づき研鑽が行われる時間は、在院して行う場合であっても、労働時間ではない。

## Ⅱ 運用上の留意事項について

### 8 2 所定労働時間外の研鑽の取扱いについて

上司や先輩である医師から論文作成等を奨励されている等の事情があっても、自由な意思に基づき研鑽が行われている事例・・・資料4 P3

- ・勤務先の医療機関が主催する勉強会であるが、自由参加である。
- ・学会等への参加・発表や論文投稿が勤務先の医療機関に割り当てられているが、医師個人への割当がない
- ・研究を本来業務としない医師が、院内の臨床データを利用し、院内で研究活動を行っているが、当該研究活動は、上司に命じられておらず、自主的に行っている。

## Ⅱ 運用上の留意事項について

### 9 2 所定労働時間外の研鑽の取扱いについて

(3) 手技を向上させるための手術の見学・・・資料4 P3

#### 類型Ⅲ

研鑽の具体的な内容

- ・手術・処置等の見学の機会の確保や症例経験を蓄積するために、所定労働時間外に、見学を行うこと。

#### 解釈

見学には見学の延長上で診療（診療の補助も含む）を行う場合を含む。



## Ⅱ 運用上の留意事項について

### 10 2 所定労働時間外の研鑽の取扱いについて

#### (3) 手技を向上させるための手術の見学・・・資料4 P3

##### 類型Ⅲ

- ・ 研鑽の労働時間該当性

上司や先輩である医師から奨励されている等の事情があっても、業務上必須でない見学を、自由な意思に基づき、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の明示、黙示による指示なく行う場合、当該見学やそのための待機時間については、**在院して行う場合であっても、一般的に労働時間には該当しない。**

## Ⅱ 運用上の留意事項について

1

### 3 事業場における研鑽の労働時間該当性を明確化するための めの手続及び環境の整備

#### (1) 医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための手 続・・・資料4 P4

- ① 業務との関連性、制裁等の不利益の有無、上司の指示の範囲を明確化する手続きを講ずること。

#### 例示

- ・ 本来業務及び本来業務に不可欠な準備・後処理のいずれにも該当しないこと
- ・ 当該研鑽を行わないことについて制裁等の不利益はないこと。
- ・ 上司として当該研鑽を行うよう指示しておらず、かつ、当該研鑽を開始する時点において本来業務及び本来業務に不可欠な準備・後処理は終了しており、本人はそれらの業務から離れてよいことと

## Ⅱ 運用上の留意事項について

### 3 事業場における研鑽の労働時間該当性を明確化するための 手続及び環境の整備

**(2) 医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための環境  
の整備・・・資料4 P4**

ア 診療体制に組み込まないこと、診療等の通常業務へ従事を支持しないこと、通常勤務ではないことが外形的に明確に見分けられる措置を講ずること。

## 例示

- ・院内に勤務場所とは別に、労働に該当しない研鑽を行う場所を設けること。
- ・労働に該当しない研鑽を行う場合には、白衣を直用せずに行うこととする。

## Ⅱ 運用上の留意事項について

3

### 3 事業場における研鑽の労働時間該当性を明確化するための めの手続及び環境の整備

#### (2) 医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための環境 の整備・・・資料4 P4

イ 医療機関ごとに、研鑽に対する考え方、労働に該当しない研鑽を行うために所定労働時間外に在院する場合の手続き、労働に該当しない研鑽を行う場合には、診療体制に含めない等の取扱いを明確化し、書面化。

## Ⅱ 運用上の留意事項について

4

### 3 事業場における研鑽の労働時間該当性を明確化するための めの手続及び環境の整備

#### (2) 医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための環境 の整備・・・資料4 P4

ウ イで示した書面を院内職員に周知すること。

#### 措置

研鑽を行う医師の上司のみではなく、研鑽を行う医師本人に対してもその内容を周知すること。**医療機関における他の職種**も含めて、周知すること。

## Ⅱ 運用上の留意事項について

5

### 3 事業場における研鑽の労働時間該当性を明確化するための 5 ための手続及び環境の整備

#### (2) 医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための環境 の整備・・・資料4 P4

工 アの手続きを取った場合には、医師本人からの申出への確認や当該医師への指示の記録を保存すること。

#### 補足

記録の保存期間は労基法第109条において労働関係に関する重要書類を3年間保存することとされていることを参考にすること。

## Ⅱ 運用上の留意事項について

### 6 まとめ

#### 所定労働時間外に3種類の研鑽を行う場合の判断要素

- ① 業務上必須であるか否か
- ② 本人の自由な意思に基づき行われているものか否
- ③ 上司の明示・黙示の指示の有無

研鑽行為を明確に区別するためには、院内におけるルール作りが重要。

#### 補足

ルールを定めた場合は、研鑽行為を行う医師等だけでなく、院内のすべてのスタッフ（場合によっては利用者も）に周知し、研鑽行為中に診療を依頼しないなどの環境整備を整えることも必要。